

7次申請 建物 先行申請との比較

第3核燃料倉庫		劣化・天然ウラン倉庫	シリング洗浄棟(6次) 耐震1種第1種管理	先行申請との比較	
6次申請	7次申請	表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表	表へ建-1-1 付属建物シリング洗浄棟 仕様表		
4.2-建1	4.2-建1	地盤区分に對する壁は、「建物の各部位の有する安全換能(付属建物 第3核燃料倉庫)」に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。	地盤区分に對する壁は、表へ建-1-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請) [4.2-設6] シリング洗浄棟領域は、以下に示す領域区分と2m以上離れた配置とする。(図編配-1参照) ・工場棟領域 ・第2核燃料倉庫領域 ・原料貯蔵所領域 ・加工棟領域	先行申請と同じ考え方	
4.2-建2	-	-	以下の壁及び床は、厚さ30.5cm以上のコンクリートの臨界隔離壁とする。 ・貯蔵室(3)の境界(地下1階8通りH-1通り間) ・洗浄室の床(8-9通りH-1通り間)(1階1通り8-9通り間) ・洗浄室の床(6-8通りH-1通り間)	先行申請と同じ考え方	
4.2-設6	4.2-設6	第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と2m以上離れた配置とする。(図編配-1参照) ・工場棟領域	シリング洗浄棟領域は、以下に示す領域区分と2m以上離れた配置とする。(図編配-1参照) ・工場棟領域 ・第2核燃料倉庫領域 ・原料貯蔵所領域 ・加工棟領域	先行申請と同じ考え方	
5.1-建1	5.1-建1	安全機能を有する施設を設置する建物・構造物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 第3核燃料倉庫 ・支持地盤 ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・支持地盤 N値30以上の砂礫層 ・柱材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ・杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m 配置：図へ建-2-3参照 ・柱構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上 地盤種類：地表近くのローム層	安全機能を有する施設を設置する建物・構造物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 劣化・天然ウラン倉庫 ・支持地盤 ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・支持地盤 N値30以上の砂礫層 ・柱材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ・杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m 配置：図へ建-3-5参照 ・柱構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上 地盤種類：地表近くのローム層	安全機能を有する施設を設置する建物・構造物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・支持方法 シリング洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・支持地盤 N値30以上の砂礫層 ・柱材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ・杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-3.2m 配置：図へ建-2-8参照 ・柱構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・シリング洗浄棟本体(地下1階) ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m ² 以上、短期許容応力度600kN/m ² 以上 地盤種類：砂礫層 ・シリング洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上 地盤種類：地表近くのローム層	先行申請と同じ地盤 先行申請と同様な杭基礎の建物
5.1-建2	5.1-建2	第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載の上り添付の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。	シリング洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓)[894,895]は、事業許可に記載の上り添付の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。	先行申請と同じ地盤	
5.1-設1	5.1-設1	第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。	シリング洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリング洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。	先行申請と同一の考え方	
6.1-建1	6.1-建1	・耐震重要度分類第1種 ・第3核燃料倉庫 ・緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用)[859] ・耐震重要度分類第3種 ・非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ・消火設備(屋外消火栓) ・自動火報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ・緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])	・耐震重要度分類第1種 ・シリング洗浄棟 ・緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用)[874] ・耐震重要度分類第3種 ・非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ・消火設備(屋外消火栓) ・自動火報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ・緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])	先行申請と同様な分類	
6.1-建2	6.1-建2	耐震重要度分類第1種である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用)は、耐震重要度分類第2種及び第3種の設備・機器の故障による波及的影響により破損しない構造とする。	耐震重要度分類第1種であるシリング洗浄棟及び緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用)は、耐震重要度分類第2種及び第3種の設備・機器の故障による波及的影響により破損しない構造とする。	先行申請と同一の考え方	
6.1-建8	6.1-建8	第3核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類第3種の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1種又は第2種の地震力に損傷するが、劣化・天然ウラン倉庫の安全機能を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3種の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上の劣化・天然ウラン倉庫と同じ耐震重要度分類第1種で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。	シリング洗浄棟に設置されている耐震重要度分類第3種の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1種、又は第2種の地震力に損傷するが、シリング洗浄棟の安全機能を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3種の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上のシリング洗浄棟と同じ耐震重要度分類第1種で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。	先行申請と同一の考え方	
6.1-建3	6.1-建3	建物・構造物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第3核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1種とする。	建物・構造物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、シリング洗浄棟の耐震重要度分類は第1種とする。	先行申請と同一の考え方	
6.1-建4	-	-	構造的に壁立した建物と接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隙を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントの位置 図へ建-1-5、図へ建-2-2、2-3、2-5参照 図へ建-1-5参照	7次申請対象建物にはエキスパンションジョイントはない	
6.1-建5	6.1-建5	・位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15参照 ・一次設計 建築基準法施行令第81条に規定される係数と耐震重要度分類第1種の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)を考えた場合の構造体構成する各部の応力が基準等定められた許容応力度以下となる構造とする。 ・二次設計 建築基準法施行令第81条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1種の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。	・位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図へ建-3-1~3-9参照 ・一次設計 建築基準法施行令第81条に規定される係数と耐震重要度分類第1種の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)を考えた場合の構造体構成する各部の応力が基準等定められた許容応力度以下となる構造とする。 ・二次設計 建築基準法施行令第81条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1種の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。	先行申請と同じ基準	
6.1-建6	6.1-建6	緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用)は、耐震重要度分類第1種の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用) ・位置：図へ建-5-1、5-2参照 ・寸法、構造、材料：表へ建-2-1参照	緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用)は、耐震重要度分類第1種の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・緊急対策設備(3)(屋内貯蔵水止水用) ・位置：図へ建-6-2参照 ・寸法、構造、材料：表へ建-2-1参照	劣化・天然ウラン倉庫は貯蔵源はない 耐震重要度分類は先行申請と同じ考え方	

7次申請 建物 先行申請との比較

	第3棟燃料倉庫	劣化・天然ウラン倉庫	シリング洗浄機 (6次) 耐震1種第1種管理	先行申請との比較	
6.1-1建7	6.1-1建7	非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3級の地震力による損傷を防止する構造とする。 ・非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) ・位置:図リ非-2-1、2-2参照 ・消火設備(屋外消火栓) ・位置:図リ非-1-1、4-2参照 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ・位置:図リ非-3-1、3-2参照 ・緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) ・位置:図リ非-1-1、1-3参照	非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3級の地震力による損傷を防止する構造とする。 ・非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) ・位置:図リ非-2-1、2-2参照 ・消火設備(屋外消火栓) ・位置:図リ非-1-1、4-2参照 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ・位置:図リ非-3-1、3-2参照 ・緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) ・位置:図リ非-1-1、1-3参照	非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3級の地震力による損傷を防止する構造とする。 ・非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) ・位置:図リ非-2-1~2-3参照 ・消火設備(屋外消火栓) ・位置:図リ非-1-1~1-3参照 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ・位置:図リ非-3-1~3-3参照 ・緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) ・位置:図リ非-1-1~1-3参照	先行申請と同じ考え方
7.1-1建1	7.1-1建1	事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海抜約30m~32mの高台に立地している。	事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海抜約30m~32mの高台に立地している。	事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海抜約30m~32mの高台に立地している。	先行申請と同一の立地
8.1-1建1	8.1-1建1	(竜巻) ・位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15参照 ・F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第3棟燃料倉庫の保有水平耐力が向上する構造とする。 ・劣化:天然ウラン倉庫の各層に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ・F1竜巻発生時には、敷地内外からの飛来物はない。	(竜巻) ・位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-3-1~3-9参照 ・F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、劣化・天然ウラン倉庫の保有水平耐力が向上する構造とする。 ・劣化:天然ウラン倉庫の各層に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ・F1竜巻発生時には、敷地内外からの飛来物はない。	(竜巻) ・位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15参照 ・F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、シリング洗浄機本体及び前室の保有水平耐力が向上する構造とする。 ・劣化:天然ウラン倉庫の各層に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ・F1竜巻発生時には、敷地内外からの飛来物はない。	先行申請と同じ基準
8.1-1建2	8.1-1建2	(洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5m離れた低地を流れる久志川の影響のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。	事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5m離れた低地を流れる久志川の影響のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。	事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5m離れた低地を流れる久志川の影響のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。	先行申請と同一の立地
8.1-1建3	8.1-1建3	(凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築物工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。 ・気温条件 凍結水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・対象設備 ・不凍式の屋外消火栓 ・設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築物工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から床の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。	(凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築物工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。 ・気温条件 凍結水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・対象設備 ・不凍式の屋外消火栓 ・設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築物工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から床の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。	(凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築物工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。 ・気温条件 凍結水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・対象設備 ・不凍式の屋外消火栓 ・設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築物工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から床の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。	先行申請と同一の立地
8.1-1建4	8.1-1建4	(降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。 ・降水量条件 凍結水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・対象設備・構造 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-2-3、2-5参照) ・鉄筋の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ・屋根に防水層を施工し雨漏りを防止	(降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。 ・降水量条件 凍結水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・対象設備・構造 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-2-3、3-3参照) ・鉄筋の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ・屋根に防水層を施工し雨漏りを防止	(降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。 ・降水量条件 凍結水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量91.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・対象設備・構造 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-2-4、2-5参照) ・鉄筋及びシャッターの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ・屋根に防水層を施工し雨漏りを防止	先行申請と同じ基準
8.1-1建5	8.1-1建5	(積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ることを確認した。	(積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ることを確認した。	(積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ることを確認した。	先行申請と同じ基準
8.1-1建10	8.1-1建10	(落着) 加工施設の高さは図へ建-2-4に示すよう最大で約17.2mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に対する、また、危険物の規制に関する政令第十号及消防法第十号に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避難設備の設置は不要である。	(落着) 加工施設の高さは図へ建-2-3に示すよう最大で約3.5mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に対する、また、危険物の規制に関する政令第十号及消防法第十号に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避難設備の設置は不要である。	(落着) 加工施設の高さは図へ建-2-5に示すよう最大で約11.3mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に対する、また、危険物の規制に関する政令第十号及消防法第十号に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避難設備の設置は不要である。	先行申請と同じ基準
8.1-1建6	8.1-1建6	(地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生しない場所に立地している。	(地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生しない場所に立地している。	(地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生しない場所に立地している。	先行申請と同じ立地
8.1-1建7	8.1-1建7	(火山の影響) 表へ建-2-1に示す第3棟燃料倉庫の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(落下密度1.2g/cm ³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-2-4参照)	(火山の影響) 表へ建-2-2に示す劣化・天然ウラン倉庫の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(落下密度1.2g/cm ³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。	(火山の影響) 図へ建-2-5に示すシリング洗浄機本体の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(落下密度1.2g/cm ³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のグラブ又は梯子を使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-2-5参照)	先行申請と同じ基準
8.1-1建8	8.1-1建8	(生物学的事象) 第3棟燃料倉庫の外気取入用ファンにフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 ・対象部位の位置 フィルタ:図ト系-気4-2参照	-	(生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また外気は第2棟廃棄物処理所から供給され、第2棟廃棄物処理所の外気取入用ファンにフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 ・対象部位の位置 ストレーナ:図ト系-1-1参照 フィルタ:図ト系-6-5参照	先行申請と同じ基準 2次申請建物に工業用水配管はなく、ストレーナは不要 劣化・天然ウラン倉庫に外気取入用ファンはなくフィルタは不要
8.1-1建9	8.1-1建9	(森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の隣隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。	(森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の隣隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。	(森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の隣隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。	先行申請と同じ立地
8.2-1建2	8.2-1建2	(外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隣隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回らせるようにする。火災・爆発源と外壁の間に影響を運ぶ媒質を置くようにする。 ・火災影響評価対象:図へ建-2-1、2-2参照 ・各評価対象の隣隔距離:図へ建-1-15(1/10)~(10/10)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として降圧(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵する内周を囲み、爆発を上方、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。	(外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隣隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回らせるようにする。火災・爆発源と外壁の間に影響を運ぶ媒質を置くようにする。 ・火災影響評価対象:図へ建-3-1参照 ・各評価対象の隣隔距離:図へ建-1-16(1/10)~(9/9)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として降圧(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵する内周を囲み、爆発を上方、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。	(外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隣隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回らせるようにする。火災・爆発源と外壁の間に影響を運ぶ媒質を置くようにする。なお、シリング洗浄機は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリーの爆発源は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離を適用し、また、水素ローリーの爆発源は、高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。 ・火災影響評価対象:図へ建-2-1~2-2参照 ・各評価対象の隣隔距離:図へ建-1-10(1/10)~(3/11)、(5/11)~(11/11)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として降圧(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵する内周を囲み、爆発を上方、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。 ※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号に定める第一種保安物件に対する距離。	先行申請と同じ基準
8.2-1建3	8.2-1建3	(ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5m離れた低地を流れる久志川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。	(ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5m離れた低地を流れる久志川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。	(ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5m離れた低地を流れる久志川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。	先行申請と同じ立地
8.2-1建4	8.2-1建4	(船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6m離れた場所に立地している。	(船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6m離れた場所に立地している。	(船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6m離れた場所に立地している。	先行申請と同じ立地
9.1-1建1	9.1-1建1	以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・劣化:天然ウラン倉庫は、表へ建-2-2に示す主要な構造材、鉄筋(図へ建-1-8(1/3)、(2/3)、2-1、2-2、2-4、2-5参照)等の堅牢な隣壁を有する。 ・管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・可燃物積置等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・第3棟燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物などが不正に持ち込まれないことを確認する。	以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・劣化:天然ウラン倉庫は、表へ建-2-2に示す主要な構造材、鉄筋(図へ建-1-10、3-1、3-3参照)等の堅牢な隣壁を有する。 ・管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・可燃物積置等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・シリング洗浄機は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物などが不正に持ち込まれないことを確認する。	以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・劣化:天然ウラン倉庫は、表へ建-2-2に示す主要な構造材、鉄筋及びシャッター(図へ建-1-6、図へ建-2-2~2-3、2-5参照)等の堅牢な隣壁を有する。 ・管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・可燃物積置等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・シリング洗浄機は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物などが不正に持ち込まれないことを確認する。	先行申請と同じ考え方

7次申請 建物 先行申請との比較

9.1-1建2	9.1-1建2	劣化・天然ウラン倉庫	劣化・天然ウラン倉庫	シンダラ洗淨機 (6次) 耐震1級第1種管理区域	シンダラ洗淨機 (6次) 耐震1級第1種管理区域	先行申請との比較
		当社の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。	当社の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。		当社の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。	先行申請と同じ考え方
10.1-1建1	10.1-1建1	汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を規定する。なお、第3種燃料倉庫本体は第1種管理区域(更迭区(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3種燃料倉庫の前庭は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)	汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を規定する。なお、シンダラ洗淨機本体は第1種管理区域、第1種管理区域と屋外との境界にあたるシンダラ洗淨機の前庭は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-7参照)			先行申請と同じ考え方
10.1-1建2	10.1-1建2	第1種管理区域は無空構造とし、気体発生設備(4)〔666～678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上、上記以外19.6Pa以上			第1種管理区域は無空構造とし、気体発生設備(6)〔693～697, 699, 701～706〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：5Pa以上	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は第2種管理区域であり負圧管理は不要
10.1-1建4	10.1-1建4	第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。			第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。	先行申請と同じ考え方
10.1-1建5	10.1-1建5	第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3種燃料倉庫の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照)			シンダラ洗淨機の1階に、第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の流入防止用として、高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))と、耐震重要度分類異なる建物間の溢水の流入防止用として、高さ200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-6-2参照) なお、溢水検知警報設備(1875)は次回以降申請する。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は溢水源ではなく堰は不要
10.1-1建6	10.1-1建6	第3種燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれのある壁面については、ウランが洗滌しにくく、汚れが付きにくく除去が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第1条第6号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。			シンダラ洗淨機内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれのある壁面については、ウランが洗滌しにくく、汚れが付きにくく除去が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第1条第6号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。	先行申請と同じ考え方
10.1-1建28	-				漏えい拡大防止用の堰を設置する。液体状の放射性物質を取り扱う設備が損傷した時の溢水の拡大を防止するために、これらの設備の周辺部に堰を設ける。堰の耐震重要度分類は、当該の設備と同一、又は上位とする。 本申請範囲の建物のうち、これらの建物内に設置する設備、及び設備の周辺部の堰は次回以降申請とする。	先行申請と同じ考え方
11.1-1建1	11.1-1建1	消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 感知器(点): 18個(1階: 8個、2階: 10個) ・ 検知器(線): 1個(1階: 1個、2階: 4個) ・ 発信機(音響式): 5基(2階) ・ 警報機(ベル): 5個(1階: 3個、2階: 2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照	消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 感知器(点): 5個(地下1階: 3個、1階: 1個、2階: 5個) ・ 検知器(線): 12個 ・ 警報機(ベル): 3個(地下1階: 1個、1階: 1個、2階: 1個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1～3-3参照		消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 感知器(点): 5個(地下1階: 3個、1階: 1個、2階: 5個) ・ 検知器(線): 12個 ・ 警報機(ベル): 3個(地下1階: 1個、1階: 1個、2階: 1個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1～3-3参照	先行申請と同じ基準
11.1-1建2	11.1-1建2	消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備〔899, 901〕を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 発信機(音響式): 5個(1階: 3個、2階: 2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照	消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備〔899, 901〕を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 発信機(音響式): 1個 ・ 設置設備の配置 図り非-3-3参照		消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備〔899, 901〕を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 発信機(音響式): 3個(地下1階: 1個、1階: 1個、2階: 1個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1～3-3参照	先行申請と同じ基準
11.1-1建3	11.1-1建3	消防法第十七条第1項に基づき、消火器〔894, 898〕を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 粉末消火器10型: 10本(1階: 6本、2階: 4本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照	消防法第十七条第1項に基づき、消火器〔894, 898〕を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 粉末消火器10型: 13本(地下1階: 1本、1階: 10本、2階: 2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-9参照		消防法第十七条第1項に基づき、消火器〔894, 898〕を設置する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 粉末消火器10型: 13本(地下1階: 1本、1階: 10本、2階: 2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-6～4-8参照	先行申請と同じ基準
11.1-1建5	11.1-1建5	消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。屋外消火栓は、防火水槽〔894, 896〕と消火水配管により接続される。(図り非-1-1、4-2参照) ・ 設置設備の種類と具数 ・ 屋外消火栓: 不凍式2基(第3種燃料倉庫の近傍)(図り非-1-1、4-2参照) ・ 各消火栓に設置するホース: 20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ・ 建物各部分から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m以下(図り非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図り非-4-3参照	消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。屋外消火栓は、防火水槽〔894, 896〕と消火水配管により接続される。(図り非-1-1、4-2参照) ・ 設置設備の種類と具数 ・ 屋外消火栓: 不凍式1基(劣化・天然ウラン倉庫の近傍)(図り非-4-1、4-2参照) ・ 各消火栓に設置するホース: 20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ・ 建物各部分から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m以下(図り非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図り非-4-4参照		消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。屋外消火栓は、防火水槽〔894, 896〕と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ〔894, 897〕は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と具数 ・ 屋外消火栓: 不凍式2基(シンダラ洗淨機の近傍)(図り非-4-1参照) ・ 各消火栓に設置するホース: 20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ・ 建物各部分から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m以下(図り非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図り非-4-2参照	先行申請と同じ基準
11.3-1建1	11.3-1建1	建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第3種燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1に示す。	建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の劣化・天然ウラン倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-2に示す。		建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物のシンダラ洗淨機は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1に示す。	先行申請と同じ考え方
11.3-1建2	11.3-1建2	以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)): 図り非-5-1、5-2参照 ・ 使用材料: 表へ建-2-1参照 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)): ステンレス鋼(固定式)、鉄筋コンクリート			以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)): 図り非-6-2参照 ・ 使用材料: 表へ建-2-1参照 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)): ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(観音筋)	先行申請と同じ考え方
11.3-1建3	11.3-1建3	火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-11(1/2)、(2/2)のとおり設定する。	火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-12のとおり設定する。		火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-8のとおり設定する。	先行申請と同じ考え方
11.3-1建4	11.3-1建4	第3種燃料倉庫各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図へ建-1-13参照	劣化・天然ウラン倉庫各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図へ建-1-14参照		シンダラ洗淨機各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図り非-9(1/2)、(2/2)参照	先行申請と同じ考え方
11.3-1建5	11.3-1建5	火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-3-1、3-2参照 ・ 設置設備の材料 図へ建-1-10参照	火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-3-1参照 ・ 設置設備の材料 図へ建-1-11参照		火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-3-1～3-3参照 ・ 設置設備の材料 図り非-1-9(1/2)、(2/2)参照	先行申請と同じ考え方
11.3-1建7	11.3-1建7	電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール	電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール		電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール	先行申請と同じ考え方
11.3-1建8	11.3-1建8	電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。	電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。		電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。	先行申請と同じ考え方
12.1-1建1	12.1-1建1	第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画の開口部に、溢水高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料: 表へ建-2-1、図り非-5-1、5-2参照			第1種管理区域外への溢水の流出防止と耐震重要度分類異なる建物間の溢水の流入を防止するため、溢水高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を、溢水防護区画の開口部とシンダラ洗淨機の開口部に設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料: 表へ建-2-1、図り非-6-2参照	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は溢水源はない
12.1-1建2	12.1-1建2	第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画: 図り非-5-1、5-2参照			第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画: 図り非-6-1参照	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は溢水源はない
12.1-1建3	12.1-1建3	溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。			溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(図り非-5)を設置する。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は溢水源はない
12.1-1建4	12.1-1建4	第3種燃料倉庫内の第3種に設置する層は、層を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有する、かつアンユアタイト仕様とする。(図り非-5-2参照)			シンダラ洗淨機内の第3種に設置する層は、層を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有する、かつアンユアタイト仕様とする。(図り非-6-2参照)	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は溢水源はない

7次申請 建物 先行申請との比較

	第3種燃料倉庫	劣化・天然ウラン倉庫	シリング洗浄機 (6次) 耐震1級第1種管理	先行申請との比較
12.1-1建5	第3種燃料倉庫1階の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、溢水となる水配管等の設置はないが、作業室北側に溢水漏があるため、当該箇所への溢水は、壁面等外へ漏えいを防止する。また、第3種燃料倉庫2階の更迭室(2)には、上水の水配管があるため、壁に緊急対策設備(3)(内内部止水用)を設け、1階への水の漏えい及び2階の溢水防壁面外への水の漏えいを防止する。	劣化・天然ウラン倉庫	シリング洗浄機(6次)耐震1級第1種管理	第3種燃料倉庫特有
12.1-1建6	第3種燃料倉庫の全ての制御室については、配線用遮断器を設け、火災防護対象設備(電気設備)については、放水許容高さより高い位置に設置する。	単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-3参照	シリング洗浄機(6次)耐震1級第1種管理については、配線用遮断器を設け、火災防護対象設備(電気設備)については、放水許容高さより高い位置に設置する。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫に溢水漏はない。
13.1-1建1	単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-1、1-2参照	単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-3参照	単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-2-1-3参照	先行申請と同じ考え方
13.1-1建2	照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(22台(1階:10台、2階:12台))及び誘導灯(18個(1階:11個、2階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-1、1-2参照	照明用電源の喪失時に、バッテリーに切り替わり放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1)及び誘導灯(2))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-3参照	照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(15台(地下1階:1台、1階:4台、2階:10台))及び誘導灯(15個(地下1階:3個、1階:9個、2階:1個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・位置 図リ非-1-1-1-3参照	先行申請と同じ考え方
14.1-1建1	通常時に想定される設備場所の漏洩度状態、大気圧下及び放射線管理区域において、必要な安全機能を発揮する。	通常時に想定される設備場所の漏洩度状態、大気圧下及び放射線管理区域において、必要な安全機能を発揮する。	通常時に想定される設備場所の漏洩度状態、大気圧下及び放射線管理区域において、必要な安全機能を発揮する。	先行申請と同じ考え方
14.1-1建5	通常時に想定される設備場所の漏洩度状態、大気圧下及び放射線管理区域において、必要な安全機能を発揮する。	通常時に想定される設備場所の漏洩度状態、大気圧下及び放射線管理区域において、必要な安全機能を発揮する。	通常時に想定される設備場所の漏洩度状態、大気圧下及び放射線管理区域において、必要な安全機能を発揮する。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は第2種管理区域であり気体廃棄設備はない。
14.2-1建1	検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立ち入り容易な場所に設置する。	検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立ち入り容易な場所に設置する。	検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立ち入り容易な場所に設置する。	先行申請と同じ考え方
18.1-1建1	第3種燃料倉庫には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(内内部止水用)に漏水検知警報設備を設置する。	シリング洗浄機には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(内内部止水用)に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。	シリング洗浄機には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(内内部止水用)に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫に溢水漏はない。
18.1-1建2	火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 (【1-1建1】参照)	火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 (【1-1建1】参照)	火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 (【1-1建1】参照)	先行申請と同じ基準
19.1-1建1	放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。	—	—	先行申請の第3種廃棄物処理と同一の考え方
21.1-1建1	第3種燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁面を、ウランが透過しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で高圧洗浄機による高圧洗浄機による除染作業に第1種管理区域に適用される国土交通大臣の認定を受けた難燃材料で仕上げする。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)	第3種燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁面を、ウランが透過しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で高圧洗浄機による高圧洗浄機による除染作業に第1種管理区域に適用される国土交通大臣の認定を受けた難燃材料で仕上げする。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)	シリング洗浄機内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁面を、ウランが透過しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で高圧洗浄機による高圧洗浄機による除染作業に第1種管理区域に適用される国土交通大臣の認定を受けた難燃材料で仕上げする。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)	先行申請と同じ考え方
22.1-1建1	加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、2階床及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規制等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図イ-1-3参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7x10 ⁻² mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年	加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規制等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図イ-1-3参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7x10 ⁻² mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年	加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、2階床及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規制等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図イ-1-3参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7x10 ⁻² mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年	先行申請と同じ考え方
22.2-1建1	遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。	遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。	遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。	先行申請と同じ考え方
23.1-1建1	20,000m ³ /時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(4)を施設できる構造とする。	—	32,000m ³ /時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(6)を施設できる構造とする。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫は第2種管理区域であり気体廃棄設備はない。
24.1-1建1	全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれ非常用ディーゼル発電機に接続する。	全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれ非常用ディーゼル発電機に接続する。	全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれ非常用ディーゼル発電機に接続する。	先行申請と同じ考え方
24.1-1建2	全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、外部電源系統が機能を喪失した場合、バッテリーに切り替わり機能を維持する。	全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	先行申請と同じ考え方
24.2-1建1	バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40分)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備 ・ 放送設備 ・ 放送設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ・ 緊急対策設備(1) ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40分)、無停電電源装置から接続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(無線式))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。	バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40分)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備 ・ 放送設備 ・ 放送設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ・ 緊急対策設備(1) ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40分)、無停電電源装置から接続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(無線式))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。	バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40分)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備 ・ 放送設備 ・ 放送設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ・ 緊急対策設備(1) ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40分)、無停電電源装置(899)(次回以降申請)から接続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(無線式))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫の非常用照明、誘導灯は、非常用発電機に接続されていないが、避難に必要な時間はバッテリーで駆動するので、安全機能は同一。
25.1-1建1	事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を施設する。 ・ 設置設備の種類と台数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台(1階:3台、2階:1台) ・ 通信連絡設備(電話設備):有線式1台(1階)、無線式1台(2階) ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):4個(1階:3個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-1、2-2参照	事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を施設する。 ・ 設置設備の種類と台数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 ・ 通信連絡設備(電話設備):無線式1台 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-3参照	事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外への連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を施設する。 ・ 設置設備の種類と台数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台(地下1階:1台、1階:1台) ・ 通信連絡設備(電話設備):有線式1台(1階)、無線式2台(1階) ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):3個(1階:2個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-1-2-3参照	先行申請と同じ考え方 劣化・天然ウラン倉庫の電話は1台であるが、平成建てで一部屋の建物であり、通信連絡に問題は無い。
99-1建1	更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類1類の第3種燃料倉庫は、静的地震力0.3に対して既耐性範囲とする。	更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類1類の劣化・天然ウラン倉庫は、静的地震力0.3に対して既耐性範囲とする。	更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類1類のシリング洗浄機は、静的地震力0.3に対して既耐性範囲とする。	先行申請と同じ基準
99-1建2	耐震重要度分類1類の緊急対策設備(3)(内内部止水用))は、水平地震力1.0で弾性範囲とする。	—	耐震重要度分類1類の緊急対策設備(3)(内内部止水用))は、水平地震力1.0で弾性範囲とする。	先行申請と同じ基準

7次申請 建物 先行申請との比較

	第3種燃料倉庫	劣化・天然ウラン倉庫	シリンド洗淨機 (6次) 貯蔵1類第1種管理	先行申請との比較	
99-建3	99-建3	<p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第3種燃料倉庫に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン ・ 図へ建-1-9(1/2)～(3/3)参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 第3種燃料倉庫 <p>建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3種燃料倉庫の外壁(鉄筋コンクリート) ・ 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 劣化・天然ウラン倉庫の鉄壁の補強及び交換、シャッター及び既存ドアを撤去し鉄壁を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 	<p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、劣化・天然ウラン倉庫に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン ・ 図へ建-1-10参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 劣化・天然ウラン倉庫 <p>建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化・天然ウラン倉庫の外壁(鉄筋コンクリート) ・ 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 劣化・天然ウラン倉庫の鉄壁の補強により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 	<p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、シリンド洗淨機本体に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ シリンド洗淨機前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻業襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン ・ 図へ建-1-6参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ シリンド洗淨機本体 <p>建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シリンド洗淨機本体の外壁(鉄筋コンクリート) ・ 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ シリンド洗淨機本体の鉄壁の補強又は、シャッターを撤去し鉄壁を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 	先行申請と同じ基準
99-建5	99-建5	<p>敷地境界から第3種燃料倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>	<p>敷地境界から劣化・天然ウラン倉庫までの距離は205mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約160m)は飛来しない。</p> <p>プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄壁は貫通しない。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>	<p>敷地境界からシリンド洗淨機までの距離は2176mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約160m)は飛来しない。</p> <p>プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄壁は貫通しない。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>	先行申請と同じ考え方
99-建7	99-建7	<p>第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第3種燃料倉庫の前室を第2種管理区域に変更する。</p>	<p>第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、シリンド洗淨機の前室を第2種管理区域に変更する。</p>	先行申請と同じ考え方	